



うちなー健康経営宣言

第1541号

令和 5 年 10 月 23 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

社員、その家族を含めた健康の維持増進が企業経営の基本と考えます。
社員一人一人が自発的に健康維持に取り組むことを支援し「健康で明るく働き良い職場づくり」を目指します。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員の家族の健診受診を奨励する。
6. 従業員に対して、健康意識を向上させる取組みを行う。
7. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
8. 毎朝全体でラジオ体操を行っています。
9. 各職場において、血圧計、体重計、アルコールチェッカーを設置し、生活習慣改善にむけて運動・食事・飲酒習慣の改善取組みを促します。
10. 全国健康保険協会の「『事業所健康診断』の結果に基づき、職務会等を通じて、社内での周知を図り、リスク保有率の低減に取り組めます。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。